

議案第45号

養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年9月9日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市国民健康保険条例の一部を改正する条例

養父市国民健康保険条例（平成16年養父市条例第152号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（一部負担金）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注6又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注11の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第11条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>（一部負担金）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 被保険者は、往診又は歯科訪問診療の給付を受ける場合において、当該往診又は歯科訪問診療が療養報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項注7の規定に該当するものであるときは、当該往診又は歯科訪問診療の給付に要する費用のうち当該往診又は歯科訪問診療がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p> <p>（罰則）</p> <p>第11条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10万円以下の過料を科する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行し、令和6年6月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。